

# 越前市区域外就学（指定学校変更）就学許可方針

越前市教育委員会

- 1 就学すべき学校に希望する特別支援学級が設置されていない場合
- 2 最終学年である場合や、学年途中の場合
- 3 新築中の家屋が後数ヵ月に完成予定の場合や、住宅に関して特別の事情がある場合
- 4 保護者が共稼ぎで帰宅しても大人が誰もいない場合や、父母の職業（喫茶店、出店経営等）により特別の考慮を必要とする場合
- 5 兄姉に区域外就学が許可されていて、弟妹が同一校就学を希望する場合
- 6 通学途上に危険箇所がある場合や、遠距離通学で通学困難である場合
- 7 その他特別な事情により教育上の配慮を必要とする場合

平成17年10月1日制定

※ 一度の申請で、認められる許可期間は最大限、卒業までとする。

（ただし、4については年度ごとに申請するものとし、許可期間は年度末までとする。）

※ 7については必要に応じて、関係各課等と協議し意見を求めるものとする。

なお、許可していた理由が解消された場合においては、許可期間内においても承諾を取り消すものとする。

区域外（校区外）就学に必要な書類

- 1～7 通学区域外申請書（教育振興課様式）・家族全員の住民票
- 3 ①建築の場合 : 建築業者との契約証又は建築確認済証  
②住宅資金の借入 : 借入契約証  
(①②どちらか一方の書類)
- 4 保護者の勤務先証明書
- 6 学校及び自宅の入った住宅地図のコピー
- 7 在 schools 長の具申

※ 1～6は保護者が用意し、7は教育振興課から学校長に依頼する。